

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文 目次

○	旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）（抄）（第一条関係）	1
○	○	4
○	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（第二条関係）	6
○	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百七十九号）（抄）（第三条関係）	7
○	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）（第四条関係）	7

改正案	現行
<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条（削る）</p>	<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 客室の数は、十室以上であること。</p> <p>二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>イ 一客室の床面積は、九平方メートル以上であること。</p> <p>ロ 寝具は、洋式のものであること。</p> <p>ハ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。</p> <p>ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。</p> <p>三 和式の構造設備による客室は、次項第二号に該当するものであること。</p> <p>四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</p> <p>五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。</p> <p>七 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>八 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。</p> <p>九 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共用</p>

旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

（削る）

一 一客室の床面積は、七平方メートル（寝台を置く客室にあつては、九平方メートル）以上であること。

（削る）

二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

三〇六（略）

七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。

十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

十一 その他道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 |

法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の数は、五室以上であること。

二 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ七平方メートル以上であること。

三 洋式の構造設備による客室は、前項第二号に該当するものであること。

四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

五〇八（略）

九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

八 其他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2・3 (略)

(構造設備の基準の特例)

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

(利用基準)

第三条 営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

一 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。

二 (略)

十 其他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

3・4 (略)

(構造設備の基準の特例)

第二条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項から第三項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

(利用基準)

第三条 営業者は、営業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

一 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。

二 (略)

○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>第六条の三 法第十二条第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 一 五（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第十二条第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）</p> <p>三 （略）</p> <p>5 一 五（略）</p> <p>二 三（略）</p> <p>三 二（略）</p> <p>四 一（略）</p> <p>五 一（略）</p> <p>（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>第二十八条の九 法第四十五条第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 一 五（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>第六条の三 法第十二条第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 一 五（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第十二条第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）</p> <p>三 （略）</p> <p>5 一 五（略）</p> <p>二 三（略）</p> <p>四 一（略）</p> <p>五 一（略）</p> <p>（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>第二十八条の九 法第四十五条第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 一 五（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 （略）</p>

二 旅館業法第二条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）

三 (略)
5
5
25
(略)

二 旅館業法第二条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）

三 (略)
5
5
25
(略)

○ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百七十九号）（抄）（第三条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表（第一条関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 主として<u>麵類</u>（中華そばを除く。）を扱う飲食店営業</p> <p>二の二 （略）</p> <p>三 風俗営業たる飲食店営業であつて、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するもの。ただし、旅館業を営む者が当該施設において併せ営む場合の飲食店営業を除く。</p> <p>四 風俗営業たる飲食店営業であつて、料理店、待合その他これらに類するもの。ただし、旅館業を営む者が当該施設において併せ営む場合の飲食店営業を除く。</p> <p>五 前各号以外の飲食店営業。ただし、旅館業を営む者が当該施設において併せ営む場合の飲食店営業を除く。</p> <p>六〇十二 （略）</p> <p>十三 旅館・ホテル営業（<u>旅館・ホテル営業の施設において併せ</u>営まれる飲食店営業を含む。）</p> <p>十四 簡易宿所営業（簡易宿所営業の施設において併せ<u>営まれる</u>飲食店営業を含む。）</p> <p>十五〇十七 （略）</p>	<p>別表（第一条関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 主として<u>めん類</u>（中華そばを除く。）を扱う飲食店営業</p> <p>二の二 （略）</p> <p>三 風俗営業たる飲食店営業であつて、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するもの。ただし、旅館業を営む者が当該施設においてあわせ営む場合の飲食店営業を除く。</p> <p>四 風俗営業たる飲食店営業であつて、料理店、待合その他これらに類するもの。ただし、旅館業を営む者が当該施設においてあわせ営む場合の飲食店営業を除く。</p> <p>五 前各号以外の飲食店営業。ただし、旅館業を営む者が当該施設においてあわせ営む場合の飲食店営業を除く。</p> <p>六〇十二 （略）</p> <p>十三 ホテル営業及び旅館営業（これらの営業の施設においてあわせ<u>営まれる</u>飲食店営業を含む。）</p> <p>十四 簡易宿所営業（簡易宿所営業の施設においてあわせ<u>営まれ</u>る飲食店営業を含む。）</p> <p>十五〇十七 （略）</p>

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）（第四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第一項第五号の政令で定める施設）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二項第一項第五号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル等、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。</p> <p>一 ホテル等（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業に係る建物又は建物の部分をいう。第三条第一項第二号において同じ。）内の区画された施設</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（法第二条第六項第四号の政令で定める施設等）</p> <p>第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ホテル等その他客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（法第二条第一項第五号の政令で定める施設）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二項第一項第五号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。</p> <p>一 ホテル（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業に係る建物又は建物の部分をいう。第三条第一項第二号において同じ。）又は旅館（同法第二条第三項に規定する旅館営業に係る建物又は建物の部分をいう。同号において同じ。）内の区画された施設</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（法第二条第六項第四号の政令で定める施設等）</p> <p>第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>